

「第8期こまつ障がい者プラン（案）」
に関するパブリックコメントの結果について

「第8期こまつ障がい者プラン（案）」について、皆様からいただいたご意見の内容と市の考え方をまとめました。

貴重なご意見ありがとうございました。

1. パブリックコメントの実施状況

- (1) 募集期間：令和6年2月16日（金）～令和6年3月1日（金）
- (2) 提出総数：4通
- (3) 提出方法の内訳

持参	郵送	Eメール	FAX	計
0	0	4	0	4

2. 意見の概要と考え方

意見の概要	市の考え方
<p>p18 第5発達支援センターえぶりいにおける相談支援の状況</p> <p>現在、小学生の不登校や発達に関する支援は教育センターが行っていて、未就学児や中学、高校、それ以上の年齢の該当する方々への支援はえぶりいが行っていると聞いています。支援の必要性はお子さんのみならず、親ごさんにも及ぶ場合が少なからず有るように感じています。課題の解決が難しいケースも多々あると思いますので、えぶりいと教育センター、また病院や児相等の各機関の連携の強化が必要だと痛感しています。</p>	<p>ご意見のとおり、小学生・中学生に対する相談の窓口は教育研究センターとなっております。支援の内容により発達支援センターでの役割等が求められる場合は、連携をしていく体制としております。</p>
<p>p24 〈施策の目標〉 ①権利擁護の体制整備</p>	<p>成年後見について相談ができる無料弁護士法律相談や司法書士相談、公証人相談</p>

<p>成年後見制度に関する中核機関設置について</p> <p>成年後見制度は、今後法整備が進むことに伴い、適切な権利擁護に向けて、市民への周知活動が必要になってくると思いますので、具体的な対策をお願いします。</p>	<p>などの市民相談を広く周知するとともに、成年後見をテーマとした研修会や講演会を企画し、市民に利用しやすい制度となるよう周知啓発してまいります。</p>
<p>p28 ②避難行動要支援者の把握・避難支援等</p> <p>避難行動要支援者名簿について</p> <p>実際の運用についての課題は行政においても認識されているようですので、本来の目的の周知と正確で最新の名簿の更新をお願いします</p>	<p>避難行動要支援者名簿は、地域の安全をみんなで守る「共助」のためのものです。本人の同意があれば、自主防災組織（または町内会）、民生委員、消防等（避難支援等関係者）へ名簿を提供し、平常時の避難訓練や見守りなどに役立てられます。名簿の更新については文書による勧奨をはじめ、関係部署と連携して地域への呼びかけを進めていきます。</p>
<p>p28 ②避難行動要支援者の把握・避難支援等</p> <p>個別避難計画について</p> <p>福祉関係者がイニシアティブをとり、実際の災害時に少しでも役立つ計画が立案できるよう、策定の推進をお願いします。</p>	<p>障がいの有無に関わらず、高齢者や配慮が必要な方が、気軽に利用できる「災害安心シート」の活用をはじめ、様々な関係機関と連携を図り、個別避難計画の策定を進めます。</p>
<p>p36 ④特別支援教育体制の充実</p> <p>特別支援教育支援員について</p> <p>各学校において、支援員は不足している状況だと思われます。今の教育現場は業務内容に対して正規の先生方の人数も決して充分ではないように思われますので、支援員の待遇等を改善することにより、支援員の採用について現状に対応できるよう柔軟に行って頂きたいです。</p>	<p>特別支援教育支援員に関しては、新たに募集も行っているところです。</p> <p>来年度からは、勤務時間の柔軟な対応により待遇等の改善を行う予定です。支援員の採用についても学校現場の声を聴きながら、柔軟に対応できるよう努めていきたいと思ひます。</p>
<p>p46 ②相談支援体制の強化</p> <p>p58 5 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>小松市基幹相談支援センターについて</p>	<p>令和6年度から、庁舎内に「基幹相談支援センター」の相談窓口を設置し、障がい相談支援専門員が障がいに起因する悩</p>

<p>障がいのある方、困り感のある方、またその家族等がワンストップで適切な支援に繋がれるような機能を持ったセンターにしてください。</p>	<p>みや不安、困りごとの相談に応じ、福祉サービスの利用や生活に必要な情報提供を行うほか、介護や生活困窮、権利擁護など、他の福祉分野へもスムーズに相談できる支援体制の整備を図ります。</p>
<p>p31 ②母子保健事業の充実 母子保健事業の充実について プランの中には「未熟児や障がい・慢性疾患のある子どもを持つ親が、自分達で交流の会を開くことを支援していきます。」とあります。</p> <p>以前は、ダウン症児親の会がすこやかセンターの母子保健室をお借りして、定期的な活動（勉強会、交流会、講演会、クリスマス会等）を行っていました。しかし、親の会の活動は、仕事を持つ母親が多いため、土曜開催としていたところ、ある時期より（コロナ禍以前）、土曜はすこやかセンターが休館の為、開館の為だけの職員の出勤はできない、となり、現在、親の会は他の施設をお借りして開催しています。</p> <p>職員の方の出勤等の都合もあるとは承知していますが、このような自助努力でお互いに助け合い励まし合う会こそ、支援する体制を構築して頂きたいです。</p> <p>すこやかセンターには保健師や助産師といった専門職の方々もいらっしゃると思いますし、このような当事者の会に少しでも参加して頂き、助言や支援に繋げて頂ければ、と思います。</p>	<p>親の会については、必要な情報を得ることや、親同士の交流の機会として貴重な場であると考えております。</p> <p>親の会の行事内容によっては保健師等の出務も可能ですのでご相談ください。</p> <p>すこやかセンターの開館日の変更に伴い会場を移動いただいたことについては、今後ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>小松市の病院では、障がい者の受診を断</p>	<p>「障害者差別解消法」では、障がいのある</p>

<p>られるケースがありますので、誰もが安心して受けられる医療体制を望みます。</p> <p>又、障がい児、者の入院時の付き添いに関しても、付き添い者の劣悪な環境に対して、以前から多く支援を望む声が上がっていましたが、NPO 法人キープママスマイリングが6月に公表した結果を受けて、問題点が明確になりましたので、小松市でも対応策を検討して頂きたい。</p>	<p>る人への「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、令和6年4月からは民間事業者にも障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。</p> <p>本市としては、小松市医師会や石川県、関係機関等と連携して、医療機関の環境面での改善も含め、安心して医療が受けられる医療体制の提供に努めていきたいと考えています。</p>
<p>P25 公共施設のバリアフリー化</p> <p>公共施設のバリアフリー化について、エレベーターの広さが、吸痰器等を設置した車いすと付き添い人が一緒に乗ることができないところもありますので、障がい者目線のバリアフリー化を望みます。</p> <p>又、災害時の停電に対応できるように、エレベーターを使わずとも、上階（津波、水害対策）へ車いすでも移動できるように検討して頂きたい。</p>	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律および石川県バリアフリー社会の推進に関する条例を踏まえバリアフリー化を進めてまいります。</p>
<p>P60 障がいのある人の一般就労の促進</p> <p>障害のある人への一般就労は、企業の理解が進まないと、虐待の温床になり得ますので、併せて企業に対して研修の機会や、ボランティア活動を推進して、障がい者への理解を深める機会を持って頂きたい。</p>	<p>「障害者差別解消法」では、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、令和6年4月からは民間事業者にも障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。また、令和5年3月に障害者雇用促進法施行令が改正され、法定雇用率が段階的に引き上げられることから企業側の理解もより一層求められることとなります。</p> <p>本市としては、小松市障害者自立支援協議会や南加賀就労支援強化連絡会、ハローワーク等のネットワークを活かし、企業向けセミナーの開催等、幅広く周知を図っていきたいと考えています。</p>

<p>P67</p> <p>ショートステイに関して、金沢市等に比べ、小松市では実際に受け入れ可能な事業所がなく困っています。ただでさえ支援学校を卒業後は、保護者がケアを担う時間が増え、仕事も辞めざるを得ないケース等もあり、また、高齢の保護者は疲弊しているのが実情です。福祉サービスを平等に受けられる施策をお願いします。</p>	<p>本計画に基づき、ショートステイ等、障がい福祉サービスが適正な形で利用者等に提供されるよう推進してまいります。</p>
<p>P41 ボランティア活動の推進について</p> <p>現在の小松市内での障がい者の本人活動（余暇活動）は、障がい者の保護者によって成り立っているものばかりで、他市のように社会福祉協議会や保護者ではないボランティア団体の支援がないように思います。</p> <p>退職された特別支援が妥当の教員や、福祉関係者の支援を受けられると、活動もスムーズになり、保護者の負担も減るのではと思います。ボランティア活動のためのネットワークの構築を望みます。</p>	<p>障がいのある人の余暇活動支援には、ボランティアグループによる活動をはじめ、地域住民による支え合いが必要です。</p> <p>令和3年度より、地区社協が主体となって高齢者や障がいのある人の支援や拠点づくりに取り組む、「共助による支え合い事業」がスタートし（現在、市内4地区で実施）、様々な支援活動を行っています。</p> <p>障がいのある人が日常生活で気軽に通える居場所づくりも進めており、今後は多くの地域で事業の実施を図り、障がいのある人の生活を支えます。</p>
<p>P81 日常生活用具給付について</p> <p>紙オムツやパンツ、パッドなどは、給付の対象になりますが、おしりナップは対象外になっていますが、ケアにおいて必要不可欠なので、給付対象にして欲しいです。</p> <p>高齢者には、認められているのに、なぜ障がい者は認められていないのでしょうか。</p>	<p>給付対象につきましては、他市状況も鑑みて、ご意見を今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>P18 発達支援センターえぶりいにおけ</p>	<p>相談を受けながら必要な支援につながる</p>

<p>る相談事業について</p> <p>相談件数の増加とありますが、健やかセンターの健診時の相談、または子ども園等の相談から、療育機関につながるまでに時間がかかり、保護者がその間どうしたら良いのかわからず、不安を抱えたまま過ごしているようです。</p> <p>速やかな相談支援の対応をお願いします。</p>	<p>までの期間についてのご意見ですが、保護者のご相談内容を確認しながらすすめており、年齢や子の様子等により、対応についても様々であるという現状です。</p> <p>療育機関の体制等すぐには対応できないこともあります。現状をお聞きしながら不安の解消等に対応していけるよう努めていきたいと考えています。</p>
<p>第7期と第8期の編纂（順番等）が違っているが、第7期の達成状況がはっきり掴めない中、第8期をつくるのは難しいのではないのでしょうか。なぜ、わかりやすいように第7期の状況・達成率など出て、確認しながらできる様式になっていないのでしょうか。</p>	<p>第8期の計画は、国の（第5次）障害者基本計画の障害者施策の基本的な内容項目を、基本目標として新たに体系づけ、整理してあります。</p> <p>第7期プランの進捗状況については、当計画検討委員会において達成できなかったものやその理由を報告して審議いただき、第8期プランに反映しております。</p>
<p>検討委員会にて、第7期の報告等があったと思うが、達成できなかった事項、その理由等を明らかにすべきではないでしょうか。</p> <p>プランの数値は、理念に到達するための具体的な数値だと認識しています。理念のような小松市になるには長い年月を要します。少しずつでも前へ前へ進めていく覚悟が必要ではないのでしょうか。（プランを作るときに何か目新しい項目だけにとらわれないでいただきたい）</p>	<p>第7期プランの進捗状況については、当計画検討委員会において達成できなかったものやその理由を報告して審議いただき、第8期プランに反映しております。</p>
<p>p63 重度障害者等包括支援</p> <p>目標数値が「0」になっている項目がありますが、その理由は？</p> <p>単にニーズがないということなのでしょう。なぜニーズがないのか、それを検</p>	<p>見込量については、サービスの種別や利用ニーズを踏まえ、設定しています。</p>

<p>討、改善していくべきでないでしょうか。</p>	
<p>p46 ②相談支援体制の強化 市に「基幹相談支援センター」の設置があります。大いに期待するものです。社協のものとどう違いますか。ただ単に言葉の違いだけでは屋上屋を重ねることになりませんか。また職員には福祉専門有資格者の配置をお願いします。そして、小松市の実態を把握すべく定期的に巡回などで実態を理解してください。</p>	<p>令和6年度から庁舎内に設置する「基幹相談支援センター」は、相談支援事業所の相談支援専門員が当番制で在駐することとなります。このセンターの役割としては障がいに関する相談に対応するだけでなく、福祉に関わる人材の育成ほか、その他の福祉事業所との連携強化があげられます。</p> <p>一方、障がい者の地域生活支援拠点として整備した社協の「障がい者相談支援センター」は、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、また、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的に設置したものです。基幹相談支援センターと相談の内容が重なる部分がありますが、市内5カ所の相談支援事業所の相談支援専門員が当番制で24時間相談対応しています。</p>
<p>p58 5 相談支援体制の充実・強化等 市は今後の福祉行政において、社協をどのように位置づけていますか。</p>	<p>小松市社会福祉協議会は本市の地域福祉活動の拠点として、地域の実情に応じたきめ細やかな福祉サービスの提供や、福祉ニーズの対応、地域住民の福祉意識の向上を図る等、重要な役割を担っています。</p> <p>本市と小松市社会福祉協議会が連携して、障がいのある人とその家族の暮らしを地域全体で支えるサービス提供体制の構築、相談支援体制の充実を進めていきたいと考えています。</p>
<p>p27 基本目標3 防災・防犯等の推進</p>	<p>洪水等における避難方法のひとつとし</p>

<p>能登半島地震での障害者の記事をみて、身がつまされました。避難所に避難してもいたたまれない。やむなく自宅避難をしている。これが現実です。避難所、福祉避難所も必要ですが、自宅避難も必要です。プランに明記すべきでないでしょうか。</p> <p>避難しようとしても避難所までの道が冠水などで通行できない。避難できないという現実を知っていただきたい。</p>	<p>て、自宅等で浸水しない上階へ移動する「屋内安全確保(垂直避難)」があります。</p> <p>「屋内安全確保(垂直避難)」が可能かどうかは、洪水等により想定される浸水の深さや継続時間、避難のタイミング、備蓄の有無、医療や介護の必要性など、様々な個別条件により判断が必要となります。</p> <p>基本目標3施策の目標②で定めた個別避難計画の推進において、自宅での避難も含めた、状況に応じた避難計画の策定を推進していきたいと考えています。</p> <p>併せて、地震時には、二次災害の危険性がない建築物において、避難生活ができるよう、各家庭での備蓄を推進します。</p>
<p>p46 ⑤福祉の人材育成</p> <p>福祉はマンパワーと言われています。これは福祉事業所だけでなく、行政をはじめ色々なところでも同じだと思います。市職員に社会福祉士など専門資格を持っている方は何人いるのでしょうか。これらの職員は福祉課だけでなく他の部署にも配置されていますか。</p>	<p>現在本市の社会福祉士の職員数は6名で、社会福祉施策の推進に必要な部署に配置しております。</p>
<p>p52 (6)障がい福祉人材の確保</p> <p>前期からの福祉事業所等の増減はどうでしょうか。少なくなってきたる福祉サービスがあると感じています。市はどう思っているのでしょうか。福祉だけでなく、介護や児童などでも担い手がいない状態とよく報道されていますが、小松市はどうでしょうか。公から民と各事業が移譲されてきていますが、現場では、四苦八苦していると聞きます。市はどうとらえ</p>	<p>前期と比較して、同行援護と共同生活援助で各1事業所が減少しております。一方で、就労継続支援B型は6事業所、児童発達支援・放課後等デイサービスは3事業所が増加するなど、12サービスで事業所が増加しております。また、事業所の増減なしが9サービスで、1事業所で定員が増という状況となっています。本市としては、今後高まるニーズに対して、現在ある事業所や県と連携し、サー</p>

<p>ていますか。施設整備や人件費、および市全体（公民とも）の職員スキルアップして強く支援・援助していただけないでしょうか。少子化が益々進む昨今、今直ぐに手を打つべきではないでしょうか。</p>	<p>ビスが提供できる体制づくりを検討していきたいと考えています。</p> <p>また、市職員や事業所職員のスキルアップについては、小松市障害者自立支援協議会の各連絡会での研修会や情報交換会の充実・強化を図るとともに、県の研修会に積極的に参加することで、全体の底上げに繋げていきたいと考えています。</p>
<p>前回のパブコメで、「ニーズ調査は在宅者や学校も」と申し述べ、「今後の、参考にさせていただきます」と回答があったのですが、今回も反映されていません、行政は単にアリバイづくりにしているのではありませんか。これも国・県の方針沿っているとは見えませんが。</p>	<p>今回のニーズ調査ですが、相談支援体制の強化が課題となっていましたので、新たに相談支援事業所を調査対象に加えています。</p>
<p>各検討委員会の発言内容等を公表してもらいませんか。</p>	<p>率直で自由な意見を発言していただく環境を整えるためにも非公表としております。</p>
<p>委員には市外の先進地などの有識者（大学教授、福祉専門職など）を入れたらどうでしょうか。違った目でみるということも大事だと思います。市の他の検討委員会にはそのようなものがあります。</p>	<p>ご意見の内容は今後の検討を行う際の参考にさせていただきます。</p>
<p>小松市のパブリックコメントに、意見の出ていないものがほとんどです。なぜなのでしょう。市としてどのような評価、対策をするのでしょうか。</p>	<p>今回の「第8期こまつ障がい者プラン（案）」には多数のご意見をいただいております。今後も広報こまつへの掲載など、周知徹底して多数のご意見を頂戴してまいりたいと考えております。</p>
<p>市等の広報周知が足りないのではないのでしょうか。今はホームページなどをご覧くださいと言っていますが、紙媒体もまだまだ必要と思います。</p> <p>市職員（外郭団体職員も）ホームページ</p>	<p>市民への広報について様々なアプローチ、周知方法を検討し、効率的で効果的な広報に取り組んでいきます。</p>

<p>を見てと軽く言いますが、それを使いこなせない人がまだ多くいます。障害者だけでなく一般市民にもわかりやすい広報等をお願いします。</p>	
<p>p41 基本目標 ボランティア活動の推進 ボランティア活動の推進とありますが、ボランティア活動の担い手の高齢化、減少が著しく、新たな担い手を探すことは厳しい状況です。 物価の高騰等もあり、働き盛りの年代の方はボランティア活動に継続的に参加することが難しい場合が少なからずあります。 従来の方法とは違う形での広報や参加の形態及び育成方法を検討する必要があると考えます。</p>	<p>ボランティア活動は、高齢者から障がいのある人を対象とした福祉関係のものをはじめ、自治会や専門活動など他分野に渡ります。近年では、子ども食堂や災害ボランティア等、その活動に特化したもの、自分の興味関心のある分野の活動には積極的に参加する傾向が見受けられ、その裾野は広がっているものと思われます。 一方、ボランティア活動をしてみたいけど、何をしてよいのか分からないといった方も多く、そのような方が、ボランティアの情報にたどり着くようなSNSの活用も行ってまいります。</p>
<p>p46 ⑦日中活動の充実 本人の余暇活動等について、サービスの種類によっては不足しているものもあり、本人の余暇活動や日中活動が必ずしも充足しているとは考えにくい状況だと思われまます。 移動支援や地域活動支援センター等の稼働率や不足について、実態を把握して頂き、改善すべき点を抽出し、障がい者の生活の充実に繋がる具体策を打ち出して頂きたいです。</p>	<p>訪問系サービスや日中活動系サービスなど、今後も引き続き生活支援の充実に図っていきます。</p>

<p>文部科学省では障がい者の生涯学習の推進を行っており、各地域において様々な取り組みがなされています。小松にも公立大学という貴重な資源がありますので、是非、行政が主体となり、大学というツールを利用し、障がい者本人及び社会に取っての学びの場を提供して頂くことで、本人の生活の充実はもとより、それが共生社会への一助に繋がるのではないかと考えます。</p>	<p>本市では、公立小松大学と連携して行っているこまつ市民大学等、年齢・性別・障がいの有無を問わず、学習意欲のある方であれば誰もが受講できる学びの場を提供しています。障がいの有無や国籍の違いなど、様々な立場にある人々が互いに理解し合い、多様性を尊重する共生社会に向けて努めていきます。</p>
<p>p24 〈施策の目標〉 ①権利擁護の体制整備 行政として、成年後見人制度をそのようにフォローしていくのか明確にして頂きたいです。</p>	<p>成年後見の申立ては、親族が行うのが基本ですが、親族がいない、または適任者がいない場合には、市長が申立てをすることになります。 また、成年後見人についても、親族が高齢であったり、虐待など後見人として相応しくない場合には、弁護士や司法書士など第三者が後見人に選任されることになります。 本市では、無料弁護士法律相談や司法書士相談、公証人相談などの市民相談を開設しており、財産の管理ができない、親亡き後の生活に不安があるなど成年後見に関する相談に対応しています。</p>
<p>p53 第2 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 入所施設は必要だと思います。 それが無くなる方向なのであれば、どのような手立てがあるのか明確にして頂きたいです。</p>	<p>地域共生社会を目指す取り組みとしての目標であり、現状を踏まえた方向性を示すもので、施設を無くすものではありません。</p>